

## 新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の 医療提供体制の移行及び公費支援の具体的な内容について

### 国の基本的な考え方

#### 【5月8日～9月末まで】

- 政府の新型コロナウイルス対策本部決定（本年3月）では、医療費等の公費負担や病床確保料等の特例措置については、本年9月末までを目途として今夏の感染拡大への対応や医療提供体制の状況等に基づき、必要な見直しを行うとしていた。

#### 【10月以降】

- 令和6年4月からの新型コロナ対応を組み込んだ新たな診療報酬体系による医療提供体制に完全に移行するためには、通常医療との公平性を踏まえ、重点的・集中的な支援を通じて、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療提供体制に移行を更に進める必要がある。

このため、来年3月末までを移行期間として、現行の「移行計画」を見直した上で、通常医療体制へ段階的に移行する。（県は移行計画を10月末までに国へ提出）

令和5年9月15日付 厚生労働省事務連絡により、国が示している10月以降の主な対応方針については以下のとおり。

項目		9月末までの取扱い	10月以降の国の対応方針
1	入院医療体制 (病床確保)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 確保病床によらない形で患者受入れを進める</li><li>・ 県が策定する9月末までの『移行計画』に基づき確保等の取り組みを実施する</li><li>・ 病床確保料は見直しを行い、9月末まで継続する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本的には、確保病床によらない形で患者を受入れる体制へ移行する</li><li>・ 「確保病床」は、県の判断で令和6年3月末まで継続することも可能とする (県は「移行計画」に記載)</li><li>・ 「確保病床」については期間・対象者の重点化等を図る<ul style="list-style-type: none"><li>① 期間を感染拡大期に限定</li><li>② 対象を主に重症・中等症Ⅱの患者に限定</li><li>③ 病床確保料は見直しを行う (現行の0.8倍)</li></ul></li></ul>

項目		9月末までの取扱い	10月以降の国の対応方針
2	外来医療体制 (発熱外来)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来対応する医療機関をホームページで公表する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表は当面継続する</li> <li>「外来対応医療機関」や「かかりつけ患者に限定しない医療機関」の確保・拡充を図る (県は「移行計画」に記載)</li> </ul>
3	入院調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院調整は、医療機関間での調整へ移行する</li> <li>感染拡大時において行政が入院調整を行うことは可能とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、医療機関間で入院調整する</li> <li>当面、行政による入院調整の仕組みを継続することを可能とする (県は「移行計画」に記載)</li> </ul>
4	医療費の公費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>入院医療費</b> 高額療養費制度の自己負担限度額から上限2万円を減額(9月末まで)する</li> <li><b>新型コロナ治療薬</b> 全額公費負担とする (9月末まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>入院医療費</b> 高額療養費制度の自己負担限度額から<u>上限1万円を減額する(令和6年3月末まで)</u></li> <li><b>新型コロナ治療薬</b> <u>一定の自己負担を求めた上で公費負担を継続する(令和6年3月末まで)</u></li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※自己負担額の上限額は医療費の自己負担割合に応じて段階的に設定</p> <p>医療費の 自己負担割合:自己負担額上限</p> <p>1割 : 3,000円 2割 : 6,000円 3割 : 9,000円</p> </div>
5	相談窓口機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談窓口は継続する(24時間対応)</li> </ul>	令和6年3月末まで継続する
6	高齢者施設等への抗原検査キット配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者施設、障害者施設への配布は継続する(行政検査)</li> </ul>	令和6年3月末まで継続する

項目		9月末までの取扱い	10月以降の国の対応方針
7	高齢者施設等への医療従事者派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じ医師・看護師を市が派遣する</li> </ul>	令和6年3月末まで継続する
8	ゲノムサーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体が新型コロナウイルスと診断された検体のゲノム解析を継続し、引き続きその変異動向を監視する</li> </ul>	当面の間、継続する
9	患者の搬送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 透析患者など移動手段が確保できない患者の搬送支援を9月末まで継続する</li> </ul>	他の疾病との公平性の観点から9月末で終了する

今後、本市としても「国の対応方針」や「県の移行計画」を踏まえ、医師会等の関係機関と連携しながら、冬の感染拡大に対応しつつ、通常の医療提供体制への段階的な移行が図れるよう取り組んでいく。